平成30年度 東京都立葛西南高等学校(全日制課程)

いじめ防止基本方針

- 1 いじめ問題への基本的な考え方
- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価
- 2 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民、関係機関との連携を図る。学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、防止に努める。

- 3 いじめ防止等のための組織
- (1) 学校いじめ対策委員会
 - ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する取り組みを実効性あるものとするため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。「学校いじめ対策委員会」は、常設の機関とし、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担う。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成及びその実施の管理。
- ・いじめの判断と情報収集。
- ・いじめ事案への対応検討・決定。
- ・いじめ事案とその対応の報告。
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修、生徒向けの研修や情報モラル教育の参加。

ウ会議

定例の職員会議、拡大生活部会と合わせ、必要に応じて委員会を開催する。 また、年回3回情報連絡会を実施する。

工 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、当該学年主任、当該クラス担任 養護教諭、スクールカウンセラー

※校長は、事案の内容に応じて、上記以外の者を参加させることができる。また、必要に応じて、専門的な知識・経験を有する第三者などの参加を求めることができる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、地域、 関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。

イ 所掌事項

- ・生徒、保護者の相談を受け、解決するのに必要な支援を行う。
- ・いじめ防止対策に対する提言。

ウ会議

- ・年2回の開催を基本とする
- ※必要に応じて、開催することができる。

工 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、保健主任、スクールカウンセラー、葛西警察署職員、 有識者、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の学校全体への醸成。
- イ 生徒及び保護者を対象とした「いじめ」(ネット上のいじめも含む)防止のための啓発 活動の推進。
- ウ 校内研修を実施し、教職員の資質の向上。
- エ 家庭との連絡を密にし、連携・協力できるようにする。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒及び保護者がいじめに関する相談がしやすい環境を作る。
- イ いじめを早期に発見するために、定期的にアンケート調査を実施する。
- ウ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保。
- イ いじめられた生徒が落ち着いて学校生活が送れる環境の確保。
- ウ いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応。
- エ 毅然とした態度によるいじめた生徒への指導。
- オ 保護者への支援・助言。
- カ 関係機関、専門家等との相談、連携。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察との相談。

- (4) 重大事態への対処
 - ア 重大事態が発覚した場合は、直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集する。
 - イ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及び保護者への対応。
 - エ 重大事態発生についての教育委員会及び学校の設置者への報告。
 - オ 重大事態の調査結果についての知事の調査(再調査)への協力。
- 5 教職員研修計画

年3回以上の研修を行う

- (1) 学校の課題意識の共通理解
- (2) 未然防止に向けた学校対応
- (3) いじめの早期発見、早期対応
- (4) 重大事態への対処
- (5) 地域及び関係機関との連携
- 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策
 - (1) 学校便り、学年通信などを活用し、保護者への啓発の推進を図る。
 - (2) 保護者会、個人面談を通じて、生徒の状況把握への協力依頼、社会全体がいじめに対して 取り組んでいることを伝え、協力体制を整える。
- 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策
 - (1) 警察署との連携

ア スクールサポーター制度の活用

- (2) 児童相談所との連携
 - ※学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく、関係機関に「相談」するように心がける。
- 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

「学校いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員に対して「学校の基本方針」「いじめに関する取組」の検証を行い、本校の取組を適正に評価し、必要に応じて見直しを図る。